

平成27年教育委員会第5回臨時会会議録

開会日時 平成27年5月28日 午前 10時00分
閉会日時 同 上 午前 11時30分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 塚 本 亨
同職務代理 天 宮 久 嘉
委 員 松 本 實
委 員 杉 浦 容 子
委 員 竹 高 京 子
教 育 長 塩 澤 雄 一

議場出席委員

・教育次長	前田 正憲	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	杉立 敏也	・学校施設課長	青木 克史
・施設整備担当課長	長南 幸紀	・学務課長	鈴木 雄祐
・指導室長	中川 久亨	・統括指導主事	駒崎 彰一
・統括指導主事	加藤 憲司	・地域教育課長	尾形 保男
・生涯学習課長	小曾根 豊	・生涯スポーツ課長	倉地 儀雄
・中央図書館長	橋本 幸夫	・教育委員会事務局副参事	中島 英一

書 記

・企画係長 齊藤 正幸

開会宣言 委員長 塚 本 亨 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 塚 本 亨 委員 天 宮 久 嘉 委員 塩 澤 雄 一
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 おはようございます。

出席委員は定数を満たしておりますので、ただいまから、平成27年第5回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は、私に加えまして天宮委員、塩澤教育長にお願いしたいと思います。

議事に入る前にお諮りしたいことがございます。本日3名の傍聴の申し出がございましたが、本定例会で審議する3件の議案が意見聴取の案件となっております。葛飾区議会第2回定例会の開会前ということを考えますと、議会審議の影響を考慮し、この3件の意見聴取案件及び関連のあります議案第42号に関しましては非公開とし、議案等の審議の終了後傍聴を許可したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしとのことでございますので、早速議事日程に入ります。

本日は議案等が4件、報告事項等6件、その他の項目が3件でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、議案でございます。議案第39号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

学務課長、よろしくお願いたします。

○学務課長 それでは、議案第39号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。なお、本件につきましては、別添の条例案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

それでは、別添の条例案の内容でございますが、恐れ入ります。ホチキスどめ別つづりになっています新旧対照表をごらんいただきたいと思います。新旧対照表の1枚目が改正条例の第1条に係る内容になってございます。2枚目以降から改正条例の第2条に係る内容としてございます。右側が改正後の条文、それから下線部が改正箇所になってございます。

今回の改正条例で改正を予定している点でございますけれども、3点ほどございまして、1点目は、東京都の医療職給料表に基づき算定されます補償基礎額表の改定でございます。今回、東京都の医療職給料表の改正が平成26年東京都人事委員会勧告に基づきまして、平成26年4月に遡及して適用する内容と、それからまた平成27年4月から適用する内容の2段階で行われていることから、本改正条例におきましても、改正条例の第1条で26年度遡及適用分の改正を、

それから第2条で本年4月からの適用分についての改正を行っているところでございます。また、2点目でございますけれども、介護補償の額でございますが、こちらは本年3月末日に国の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令が施行されまして、介護補償の額が改正されておりますので、これに合わせて額を改定するものでございます。3点目でございますが、これも国及び東京都と取り扱いを合わせているものでございますが、新旧対照表の4枚目をごらんいただきたいと思いますけれども、補償基礎額の備考欄、こちらは医師、歯科医師、薬剤師の経験年数に大学院課程を修了した者等につきまして、それぞれ加算する経験年数を定めてございましたが、今回、医師、歯科医師、薬剤師の別なく大学院の博士課程修了者には4年を加算することとしてございます。また、大学院の修士課程を修了した者の加算をなくす体制を改正条例の第2条で行ってございます。その他、付則におきまして、それぞれの取り扱いについて、経過措置を設けているところでございます。

最後に、施行期日でございますけれども、平成26年4月遡及適用に係る改正条例の第1条並びに付則の第2項、第3項につきましては、公布の日から施行。それから本年4月から改正後の内容が適用となります改正条例の第2条及び付則第4項から第7項につきましては、平成27年7月1日からの施行を予定してございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいま学務課長のほうから国・都に準じた部分と、2年間にわたって1点が遡及される部分がございます。委員の方のご意見を求めたいと思います。

杉浦委員。

○杉浦委員 学務課長からのご説明がございましたが、第1条関係の該当者がいらっしゃるのかどうか。それから、過去に該当された先生方がおいでになったのかどうか教えていただけますか。

○委員長 学務課長。

○学務課長 第1条関係にさかのぼってということでございますけれども、現時点で私どもで把握していますところでは、該当者はございません。ただ、請求の関係がさらにさかのぼって請求できる形になっておりますので、今回平成26年度の部分については、改定して残しておくというような措置をとっています。それから、過去の公務災害補償の関係ですが、申しわけございません、今手元に資料がございませんので、後ほどまた調べてご回答したいと思います。

○委員長 杉浦委員、よろしいですか。

○杉浦委員 はい、ありがとうございます。

○委員長 ほかにどなたか委員からご質問、ご意見等ございましたらお受けしたいと思います。

それではお諮りいたします。議案第 39 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議がございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**委員長** 異議なしと認めまして、議案第 39 号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」につきましては、原案のとおり可決といたします。

次に議案第 40 号「書画カメラ等の買入れに関する意見聴取」を上程いたします。

学務課長、お願いいたします。

○**学務課長** それでは、議案第 40 号「書画カメラ等の買入れに関する意見聴取」について、ご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 号の規定に基づきまして、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。

なお、本件につきましては、書画カメラ、いわゆる実物投影機の買入れ価格が総額で 2,000 万円を超えることから契約議案となるので、別添の契約締結案につきまして異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

それでは、1 枚おめくりいたしまして、契約締結案をごらんください。中ほどの記書き以下に契約案の内容を記載してございます。1、買入れ物件でございますが、書画カメラ 358 台及び周辺機器。2、買入れの方法は制限付一般競争入札による契約。3、買入れ金額は 3,203 万 9,280 円でございます。4、買入れの相手は株式会社アセント、港区芝浦の業者でございます。5、納期でございますけれども、平成 27 年 8 月 28 日としてございます。なお、本年度の買入れによりまして、計画をしておりました小学校全校と保田への配置が終了することとなっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**委員長** ありがとうございます。これで全校に行き渡ったというご説明をいただきました。

委員の方からの意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

杉浦委員。

○**杉浦委員** 確認ですが、一番初めに納入された機種から、今回の書画カメラ 358 台と周辺機器の機種は同一のものかどうか、1 点。また、何社くらい入札に参加されたのか、わかる範囲で結構ですので教えていただきたいと思っております。

○**委員長** 2 点でよろしいですか。

○**杉浦委員** はい。

○**委員長** では、学務課長、お願いします。

○**学務課長** まず、こちらの書画カメラの納入につきましては、平成 25 年度から計画を立てて

納入してございます。機種につきましては、本体、それから周辺機器含めて3年間、25、26、27と同様のものを入れる予定でございます。それから、今回の入札に参加した業者ですが、きのう、私のほうで入札経過調書を見た記憶では4社、もしくは5社だったかと思います。済みません、よろしく願いいたします。

○委員長 杉浦委員、お願いします。

○杉浦委員 先に導入された学校と同じ機種でなければ、先生の異動等もありますので指導に影響が出ることも考えられますね。

先日、ビッグサイトでITに関する展示がございましたが、技術機能は日進月歩で進化しているものだと感じました。教育における情報化は、電子黒板、デジタル教科書など連動してくるものだと思いますので、未来を見据えて周辺機器もきちんと整備していただきたいと思えます。

○委員長 杉浦委員、後段のほうは今後のご要望という形でよろしいですか。

○杉浦委員 要望意見です。

○委員長 お答えは結構でございます。

竹高委員。

○竹高委員 ご説明、ありがとうございます。書画カメラにつきましては、教員の皆さんが結構お使いになられている姿を学校に行くと見ますので、全校に行き渡ったということですからどの学校でも授業で活用できるのは喜ばしいことだと感じました。

お聞きしたいのは、各学校の教室に1台入ったのか、もしくは各学年に1台入ったのか。どれくらいの台数が入ったのか、各校の平均を教えてくださいたいと思います。

○委員長 学務課長、お願いします。

○学務課長 配置の基準でございますけれども、通常学級のクラス数プラス1台という形で配置をしております。各学校でそれぞれ別々で、アタッチメントの中に顕微鏡カメラというのがあるのですけれども、それだけが各校に一つずつというような形になっております。

○委員長 よろしいですか。

○竹高委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかにございますか。

それではお諮りいたします。議案第40号につきまして、原案のとおり可決するというご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認めまして、議案第40号「書画カメラ等の買入れに関する意見聴取」については、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第41号「葛飾区水元体育館及び葛飾区小菅西公園フットサル場の指定管理

者の指定に関する意見聴取」を上程いたします。

生涯スポーツ課長、お願いします。

○生涯スポーツ課長 議案第 41 号「葛飾区水元体育館及び葛飾区小菅西公園フットサル場の指定管理者の指定に関する意見聴取」についてご説明いたします。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。

葛飾区水元体育館及び葛飾区小菅西フットサル場の指定管理者の指定に関する意見聴取につきまして、別添指定案について異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。

申しわけございませんが、議案を 2 枚ほどおめくりください。下にページが振ってございます。まず、1 ページです。1、指定管理者の公募及び選定の方式でございます。指定管理者の公募及び選定は、「葛飾区体育施設指定管理者選定委員会」を設定いたしまして、「葛飾区体育施設指定管理者公募要項」に基づき、公募型プロポーザル方式により、広く提案を公募し、優秀提案者を選定してございます。ただいま申し上げました指定管理者の公募及び選定委員会の設置につきましては、昨年度の教育委員会第 9 回臨時会でご報告をさせていただいているところでございます。選定委員会の委員につきましては記載のとおり 5 名でございまして、野川春夫順天堂大学スポーツ健康科学研究科特任教授、酒井榮一葛飾区体育協会副会長、高橋克典新創監査法人代表社員、公認会計士・税理士でございます。出口裕明神奈川大学法学部自治行政科副学長、前田正憲葛飾区教育委員会事務局次長で構成してございます。なお、選定委員会の会長は、野川氏を選任してございます。

次に 2、経過でございます。平成 26 年 12 月 3 日、公募要項等を文教委員会で庶務報告をした後、12 月 10 日、第 1 回選定委員会を開催し、公募要項等を決定してございます。12 月 16 日から平成 27 年 1 月 30 日まで公募要項の配布をしてございます。1 月 8 日、公募説明会・現場説明会を開催し、1 月 26 日から 30 日の間で第一次審査応募書類の受付を行い、5 団体から応募がございました。2 月 19 日に第 2 回選定委員会を開催し、第一次審査を行い、第一次審査通過、3 団体を選定してございます。4 月 2 日に第二次審査応募書類の受付を行い、第一次審査通過 3 団体から応募がございました。4 月 16 日には、第 3 回選定委員会を開催し、プレゼンテーション及び第二次審査を行い、優秀提案者を決定してございます。

2 ページをごらん願います。3、選定結果でございます。優秀提案者につきましては、住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体でございます。こちらは現在の体育施設の指定管理者でもあります。代表者は住友不動産エスフォルタ株式会社、東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号、代表者小池俊彦、設立年月日昭和 61 年 9 月 1 日、資本金 5,000 万円、従業員 1,090 名、事業内容につきましては記載のとおりでございます。構成員につきましては、東洋管財株式会社東京都新宿区新宿四丁目 2 番 10 号第二喜多ビル、代表取締役澤村克樹、設立年月日昭和 38

年10月3日、資本金1,200万円、従業員798名、事業内容につきましては、記載のとおりでございます。

3ページをごらん願います。第2順位提案者につきましては、F&Tスポーツコミュニティーでございまして、代表企業は株式会社フクシ・エンタープライズ、構成員は株式会社東急コミュニティーでございます。第3順位提案者につきましては、セントラルスポーツ共同事業体でございまして、代表企業はセントラルスポーツ株式会社、構成員は株式会社協栄と株式会社明治スポーツプラザでございます。

4の評価でございます。(1)選定委員会における応募団体の採点結果につきましては、業務提案内容の評価を審査基準に沿って行いました結果、優秀提案者、総得点が550点中428点。第2順位提案者398.2点。第3順位提案者374.6点でした。なお、得点に小数点がございするのは、各選定委員の得点を合計し、委員数で除しているためでございます。

次に(2)優秀提案者を評価した点でございます。①実績・経験でございますが、都内、関東近県におきまして、体育施設を中心に指定管理者として運営実績があり、これまで蓄積した運営ノウハウも十分である。②業務遂行方針では、本区のスポーツ振興計画の推進と実現に向けた方針及び水元体育館の運営について、協働を中心とした地域とのさまざまな連携に基づき行うという提案は、地域活性化、スポーツによる元気なまちづくりを実現という区の考え方と方向性が一致している点を評価。③施設維持管理業務では、都内体育施設を初めとして、民間企業の維持管理実績も豊富であり、運営ノウハウと実績が十分であると評価。屋外運動施設では、小菅西フットサル場と類似した人工芝の維持管理実績もあることから、経験を生かしていく点を評価してございます。④自主事業では、その内容の適格性と一般施設利用枠を自主事業実施枠のバランスに焦点が置かれ、優秀提案者は区民利用を第一とし、自主事業の内容も実現的で無理のないバランスのとれた内容を評価。⑤収支計画では管理運営において無理のない計画の中でコスト削減を図っており、指定管理者自体の収支状況では代表企業、構成企業においても良好であり、3年1カ月の管理運営を十分に行えると評価してございます。書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング結果を踏まえまして、選定委員会では総合的に判断の結果、優秀提案者を決定いたしました。

(3)審査結果につきましては、4ページ下方から5ページにまたがってございます。4ページ下方部分が第一次審査の状況でございまして、5ページの5、基礎事項以降から二次審査の状況及び一次審査、二次審査の総合計となっております。

最後に、今後のスケジュール予定でございますが、6月に議決後、指定管理者の指定及び告示をいたします。その後6月から9月で、指定管理者等の詳細を協議し、12月に基本協定の概要を区議会文教委員会で報告の後、平成28年2月末に基本協定を締結して、それ以降指定管理者による業務を開始してまいります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長 詳細にわたってご説明、ありがとうございました。それでは、各委員の方からのご意見、あるいはご質問等ございましたら、お受けいたしたいと思ひます。

天宮委員、お願ひします。

○天宮委員 質問ではないのですが、現在も総合スポーツセンターの指定業者でもありますし、先ほどの評価点を見ましても、審査結果のほうでも全て高得点を記録しているということで、当然いい選択ではないかと思ひております。以上です。

○委員長 ありがとうございました。ほかにどなたかご意見ございますか。

松本委員、お願ひします。

○松本委員 この指定管理者を指定するという事は賛成です。特に、地域の葛飾区の在住の人材を活用しているというところがいいと思ひます。なお、先に外部のスポーツ施設についての評価のときに少し指摘された部分がありましたけれども、その点については今後も改善していただくようお願ひしたいというように思ひます。以上です。

○委員長 ありがとうございました。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 今、お話がございました件につきましては、平成25年度の第三者評価におきまして、前年度から評価を2段階落とし、B評価となったことについてのお話だと思ひます。これを受けまして、区では隔週行われております指定管理者との定例会につきましては、私、生涯スポーツ課長が月1回ではございますが出席をするようにしてございます。また、四半期ごとに行われます報告会には教育次長の出席をいただきまして、意見交換等を行うことで行政のチェック機能を強化しているところでございます。

○委員長 ありがとうございます。

松本委員。

○松本委員 よろしくお願ひします。

○委員長 ありがとうございました。ほかにどなたか。

杉浦委員、お願ひします。

○杉浦委員 松本委員がおっしゃった前回の評価がB段階であったこと。その辺については、今課長さんのお話がございましたが、毎回月例の会合にみずから出席され、そこで協議しているということで、安心して聞かせていただきました。以前、お話ししたと思ひますが、障がいを持っている方たちがスポーツセンター等を使用していることについてです。障がい者に対する専門的知識をお持ちの方がいるのかどうかとお聞きしたときに、育てるというようなお話がございましたが、常時使用できるような体制ということを常に、委託された会社に申し述べていただきたいということが一つ目の要望です。

これは5年契約ですので、残りあと2年ですか。葛飾区としては、水元の体育館というのは大きな体育館でございます。今までB評価になったことが一度あったわけですので、区民の方が本当に気持ちよく利用できるような体制の指定管理者になっていただきたいということを強く要望いたします。フットサル場は初めてでしたか。

○生涯スポーツ課長 フットサル場は初めてです。

○杉浦委員 その辺もどうかよろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ご要望ということでよろしいですね。松本委員にもご指摘いただいた部分につきましては、定例会、臨時会で意見をいただいたことをお願いしたいと思います。

ほかにどなたか。

では私のほうから1点だけ。共同入札で5社ということで、上位二次審査で3社ということであったので、これはほかの2社に関しましては資料手順になじまなかったという理解で、失礼な言い方かもしれませんが、よろしいですか。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 第一次審査で5社から3社に絞り込みを行っておりますが、ほかの2社につきましては、第一次評価の点数が100点に満たない状況でしたので、2社を振るい落したという結果になってございます。

○委員長 ありがとうございます。特に3ページでございますが、最終的な評価の中でやはり業務遂行方針の中で協働を中心にしたということ、区民への配慮が非常に読み取れる部分のことは、松本委員、または杉浦委員のおっしゃいましたように、それにおごることなく区民のサービスという部分でぜひこれからもお願いしたいと思います。

それではお諮りいたします。議案第41号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認めまして、議案第41号「葛飾区水元体育館及び葛飾区小菅西公園フットサル場の指定管理者の指定に関する意見聴取」につきましては、原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案の第42号「葛飾区体育施設の管理に関する仮協定の締結について」を上程いたします。

生涯スポーツ課長、お願いします。

○生涯スポーツ課長 議案第42号「葛飾区体育施設の管理に関する仮協定の締結について」、ご説明させていただきます。

提案理由でございますが、葛飾区体育施設の指定管理の指定に先立ち、本協定の締結等の必

要事項について仮協定を締結する必要があるので、本件を提出するものでございます。

申しわけございませんが、議案を1枚おめくりください。葛飾区体育施設の管理に関する仮協定案でございます。葛飾区教育委員会と住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体と、葛飾区体育施設の管理について次のとおり仮協定を締結させていただきたいと考えてございます。

1、対象施設でございますが、こちらには葛飾区体育施設の指定管理者公募要項第9項「施設の概要」に定める施設でございますが、こちらにつきましては、先ほどお話をさせていただきました水元体育館と小菅西公園のフットサル場がこちらに定められてございます。

2、本協定の締結に向けた準備でございますが、規定する期間中、こちらに記載があります条例規則等に基づき、誠実に協議を行い、本協定の締結に向けた準備を行うものでございます。

3、指定期間における業務でございますが、本協定を締結したときは、指定期間において(1) 体育・スポーツ及びレクリエーションの指導並びに普及に関すること。(2) 健康の増進及び体力の向上に関すること。(3) 体育施設の使用に関すること。(4) 体育施設の維持管理に関すること等の体育施設の管理に係る業務を行わせるものとするものでございます。

4、仮協定の有効期間等でございますが、(1) この仮協定の有効期間は、仮協定を締結した日から本協定を締結する日の前日までといたします。(2) 仮協定は体育施設の管理に関する指定管理者の指定の議案が葛飾区議会により否決されたときは、その効力を失うものでございます。

5、指定期間につきましては、本協定を締結した場合において、指定管理者として指定する期間は、平成28年3月1日から平成31年3月31日までとするものでございまして、このうち小菅西公園フットサル場の管理につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日までとなるものでございます。

6、本協定の締結でございますが、葛飾区議会による指定管理者の指定の議決を経て、指定管理者としての指定をしたときは体育施設の管理に関する協議を誠実にを行い、本協定を締結するものでございます。

なお、仮協定の日付を、本日ご了解いただければ、あすの5月29日とさせていただきたいと考えてございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長 提案の趣旨、ご説明ありがとうございました。

それでは委員の方からのご意見、あるいはご質問等ございましたら、お願いいたします。

杉浦委員。

○杉浦委員 お伺いしたいことが1点。水元体育館の周りにテニスコートなどできますが、その周りの公園部分ですが、健康遊具の設置を希望しております。多分設置されると思いますが、その管理というのは、この体育施設の管理、仮協定書の3番にある業務に該当するのでしょうか

か。

○委員長 生涯スポーツ課長、お願いします。

○生涯スポーツ課長 今のご質問なのですが、まだ私も確認がとれていないところではございます。公園課で管理するのか、生涯スポーツ課のほうで管理するのかというところは、申しわけございませんが確認をした上でご回答させていただければと思います。

○委員長 よろしいですか。

○杉浦委員 はい、結構です。

○委員長 ほかに、どなたか委員からのご意見は。

先ほどの議案第 41 号で既に指定管理者の指定に関しましては委員の諾を得てございます。それに引き続きまして、仮契約の上程でございますが、よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 42 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第 42 号「葛飾区体育施設の管理に関する仮協定の締結について」につきましては、原案のとおり可決いたします。

それでは、先ほどお諮りしました傍聴人の入室をお願いします。

それでは、傍聴人の方に委員長からお話を申し上げます。

葛飾区教育委員会傍聴規則等の規定によりまして、傍聴人の方は次の事項を守っていただきたいと思っております。

1 として、傍聴人の方は委員会の中では発言ができません。

2 として、傍聴人は静粛を旨として、委員の言論に対して拍手あるいは賛否をあらわすような行動はお慎みいただきたいと思っております。

3 として、傍聴人の方は写真撮影、録画、録音等を行わないでください。なお、携帯電話はお切りいただきますようお願いいたします。

4 として、傍聴人はその他会議の妨げとなるような行為はなさないでいただきたいと思っております。

傍聴人はこれらの規則等に反する行為があった場合には委員長のほうから退席をしていただくこととなりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、平成 27 年教育委員会第 5 回臨時会を再開いたします。

報告事項等に入ります。

報告事項等 1 「平成 27 年度葛飾区立学校児童・生徒・園児数」につきましてご説明申し上げます。

学務課長、お願いします。

○学務課長 それでは、「平成 27 年度葛飾区立学校児童・生徒・園児数」につきまして、平成 27 年 5 月 1 日現在の状況につきまして、ご報告いたします。資料の 1 枚目、左側は葛飾区教育委員会とある四角の囲みのところをごらんください。まず、①小学校でございますけれども、今年度児童数が 2 万 113 人、713 学級で、前年から児童数で 12 人、学級数で 15 学級の増となっております。②中学校の生徒数でございますが、8,976 人、295 学級で、前年より生徒数が 6 人増、学級数には増減がございませんでした。したがって、小・中合わせまして 2 万 9,089 人、1,008 学級で、児童・生徒数で 18 人、学級数が 15 学級の増となっております。次に③特別支援学校の児童数でございますが、21 人で、前年から 4 人の減となっております。次に④幼稚園の園児数でございますが、133 人で、前年から 7 人の増となっております。その左側の下のほうには、参考といたしまして、児童・生徒、学級数の年度別の比較を載せてございます。

それでは、右側をごらんいただきたいと存じます。それぞれの、先ほど申し上げた数値の内訳となっております。①小学校につきましては、通常学級が 661 学級で、前年から 9 学級の増となっております。児童数につきましては、1 万 9,948 人で、5 人の増となっております。その下、特別支援学級でございますけれども、こちらについては、52 学級で前年比 6 学級の増となっております。それから、通級生につきましては 238 人で、前年比 48 人の増。その下、知的の固定学級のほうですけれども、こちらの児童数が 165 人で、前年比 7 人の増となっております。次の②の表でございます。中学校につきましては、通常学級、こちらが 264 学級でございます。増減はございません。それから生徒数は 8,806 人で、前年比で 7 人の減となっております。その下、特別支援学級につきましては 26 学級でございます。増減はございませんでした。それから括弧内ですね、通級生が 44 人でございまして、前年比 5 人の減、知的の生徒数は 130 人で、こちらが 9 人の増となっております。それから、その下でございますが、夜間学級になってございます。こちら、通常学級が 3 学級でございます。生徒数は 15 人、それから日本語学級が 2 学級で 25 人ということでございまして、全体で 5 学級は増減なし、生徒数は 40 人で、前年比 4 人の増となっております。それから③でございます。特別支援学級は先ほど申し上げたとおりでございます。21 人、4 人の減となっております。4 年生と 6 年生が各 1 名の増、それから 5 年生が 6 名の減となっております。④といたしまして幼稚園でございますが、各園記載のとおりでございますが、飯塚幼稚園につきましては 19 人で、前年比 10 人の減、それから北住吉幼稚園、こちらが 68 人で、前年比 15 人の増、水元幼稚園につきましては 46 人で、前年比 2 人の増、全体で 7 人の増となっております。

それから、裏面以降 3 ページにわたりまして、各小中学校の内訳を記載してございますので、詳細につきましては後ほどごらんいただければと存じますが、参考までに申し上げますと、まず 1 枚おめくりいただきまして、小学校のほうでございますが、こちら、7 番の上千葉小、17

番道上小、48番花の木小、それから51番の幸田小が、児童が700人を超えるいわゆる大規模校となっております。逆に、6番の南綾瀬小、それから29番の木根川小につきましては、児童数が150人を下回っているような状況でございます。それから最後のページ、中学校でございますけれども、こちらも2番の金町中、4番の新宿中、それから5番の奥戸中が500人を超える大規模校という形になってございます。一方で、6番の綾瀬中が200人を下回っているような状況でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 ただいま、学務課長から、「平成27年度葛飾区立学校児童・生徒・園児数」のご説明をいただきました。委員の方からのご意見、あるいはご質問、ご要望等ございましたら、お受けしたいと思います。

松本委員、お願いします。

○松本委員 これは例年、資料をとっているわけですが、ただいま葛飾区教育委員会は、校舎の建てかえが始まりました。その建てかえに当たって、以前に未来を見据えた学校づくり検討委員会から適切な規模とか、それに当たってのさまざまな提案がありますけれども、人数、それから今までの流れをよく検討されて、今後の対応に生かしていただけたらと思います。以上です。

○委員長 ご要望ですね。

○松本委員 はい。

○委員長 ほかにどなたか、委員からのご質問、ご要望等ございましたらお願いします。

竹高委員。

○竹高委員 ご説明、ありがとうございます。飯塚幼稚園が前年より10人減って、ほかの幼稚園では増加しています。原因が、その地域にたまたまお子様がいらっしやらなかったという理由であるならいいのですが、何かほかに原因があるとするば、それに対応していただきたいと思います。

○委員長 学務課長。

○学務課長 はっきりとした原因というのが、つかみ切れていない状況ではございますけれども、またこれから区立幼稚園全体を含めまして、こういった要望、ニーズがあるのかということも踏まえて、人数の増減に影響するかどうか、そういった面も把握していきたいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

○委員長 ほかに、どなたか。

杉浦委員、お願いします。

○杉浦委員 小学校が15学級ふえたと説明がございました。何人くらいの先生が、15学級に

対して増員されるのか、教えていただけますか。

○委員長 指導室長、お願いします。

○指導室長 学級数に対して、教員は本区の場合ですと全て担任として配置をされますので、学級数増に応じて教員の増員となっております。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。杉浦委員、よろしいですか。

○杉浦委員 はい。結構です。ありがとうございました。

○委員長 ほかにどなたか、ご質問等ございましたら、お受けしたいと思います。

では、委員長のほうから一言だけ。5月1日現在ということで、各学級数、総数をいただいたのですが、少子高齢社会を控えていまして、葛飾の総人口に対しての約3万余の子どもたち、児童・生徒の何%くらいになるのか。現在葛飾区民が5万人ですか。その単純計算で割り出した認識でよろしいでしょうか。

学務課長。

○学務課長 おっしゃるとおりで結構かと思います。全体のうちのこの総数が子どもの数。ただ、中学校の場合は、私立に通うお子さんもいらっしゃいますので。その分は除く形になります。

○委員長 公立学校という意味であえて私もそこはお伺いしたかったのと、やはり直近で25%になんなんとする高齢社会に突入していますので、そういった意味ではこの子どもたちを支える環境は非常に大事ななと思いましたので、あえて質問させていただきました。

ほかにどなたか、ご質問、ご要望等ございますか。

それでは、次に報告事項等2「平成26年度葛飾区立小・中学校卒業生の進路状況について」、ご説明をお願いします。

指導室長、お願いします。

○指導室長 それでは、「平成26年度葛飾区立小・中学校卒業生の進路状況について」ご説明させていただきます。

まず、小学校でございます。公立学校統計調査で、平成27年5月1日現在のものがございます。卒業生総数は3,451人、前年度よりも20名増となっております。全員100%進学をしまして、その内訳でございますけれども、都内が3,376人、都外が70人、その他が5人となっております。この5人の内訳につきましては、全て海外への転出でございます。なお、都内への進学でございますけれども、公立学校が2,948人、国立が6人、私立が422人、さらに公立の内訳を申し上げますと、葛飾区内の中学校が2,844人、区外の中学校が62人、都立中学校が36人、特別支援学校が6人となっております。校区内ですけれども、葛飾区内の中学校、2,844人のうち、校区内が2,442人、校区外が402人となっております。こちらの数値に関しましては、25年度に比べますと、校区内につきましては4ポイント減、校区外につきましては3.2

ポイント増となっております。裏面をごらんください。裏面は平成17年度から平成26年度までの比較表を載せてございますので、後ほどごらんいただければと思います。

続きましてもう1枚。中学校の卒業生の進路状況についてご説明させていただきます。卒業生総数が2,973人。そのうち進学が2,918人、就職が9人、職業教育機関等が15人、無業者が31人となっております。この31人の内訳でございますけれども、5月1日現在でございますが、進学希望が9人。こちらのほうは、申しわけございません。そちらの裏面をごらんください。こちらにも比較表を載せてございますが、一番右の欄の26年度の無業者の31人の内訳がさらに下に書いてございます。進学希望が9人、就職希望が4人、家事・家業手伝いが9人、病气療養中が1人、その他が8人となっております。うち5人が海外への転出、3人につきましては、現在未定でございます。表面にお戻りください。進学についてでございますけれども、2,918人のうち、国・公立が1,943人、私立が975人となっております。職業教育機関等の15人の内訳ですけれども、専修学校が14人、職業訓練学校が1人でございます。それから、国・公立、私立についての進学についての内訳でございますけれども、全日制課程が2,696人、定時制課程が118人、通信制が46人、高等専門学校が15人、特別支援学校が43人となっております。なお、小・中学校の括弧内のパーセンテージでございますけれども、卒業生総数に対する割合をお示しいたしました。どうぞ、よろしく願いいたします。

○委員長 細目にわたりましての数値のご説明、ありがとうございます。

委員の方からのご意見、ご要望、ご質問等ございましたらお受けします。

竹高委員、お願いします。

○竹高委員 ご説明、ありがとうございます。中学校卒業生の無業者という31人が、昨年よりも若干ふえていて、全く決まっていないということが心配なところです。3年生の中学校の先生方は、きちんと対応なさってくださっていると思うのですけれども、卒業するに当たって、その先の夢とか希望などが無い子どもたちがこんなにいるのかと残念に思っております。引き続き、中学校のほうでそういう子どもたちが1人でも減るように、先生方にいろいろな力になっていただければと思うので、指導室のほうでもお声かけのほうをよろしく願いします。

○委員長 ご要望として承ります。ほかにどなたか委員からのご意見ございましたら、お受けしたいと思います。

杉浦委員、お願いします。

○杉浦委員 今回、中学校卒業生総数が2,973名とございますが、卒業できなかったお子さんというのはいらっしゃるのでしょうか。

○委員長 指導室長、お願いします。

○指導室長 全員が卒業認定ということで、卒業はしてございます。

○委員長 杉浦委員、お願いします。

○杉浦委員 義務教育9年間。今回全員ご卒業認定ということでは、嬉しいことですが、昨年11月に、かつしかっ子スタイルということで、スタンダードの検定をいたしました。その検定に届かなかった生徒、検定を受けることができなかった生徒もいらしたことと思います。現実には義務教育の課程水準の勉強に達しない生徒、読み、書き、計算すらできてない生徒もわずかですが、いると思います。卒業後向上心を持ち、学びなおしたいという望みを持っても経済的、時間的にも厳しい現実があると思います。いまの法制度では、卒業後は夜間中学で学ぶこともできません。受け皿がありません。

今回3名の生徒の方が卒業後、無業者の中で未定と記載されています。もちろん卒業後は、学校の先生にも責任はございませんが、葛飾区立中学校卒業生として、その子どもたちを追ってみるとか、子どもたちの為、いつでも向上心に応えることができ、義務教育課程の勉強を再度学ぶことができるようなシステムを考える時代ではないかと思います。このことに関して何かお考えはございますか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 やはり、委員のおっしゃるように、将来に夢を持っているかどうか。キャリア教育が随分と進んでまいりましたけれども、自分たちがきちんと将来何に向かって取り組んでいくかというのを、やはり小学校6年、中学校3年間で、きちんと培っていくというのは、非常に大切なことだと思います。夢を持つことが第一であり、さらにそうは言いながらも、この結果的には学業のほうにも仕事のほうにもつかない子どもが3名いるというのは、これは現実でございます。こういう子がやはり生まれないように、各中学校の校長先生方と協力をして進んでいくのはもちろんですけれども、今後もこの3名につきましては、各校の中学校の校長先生と連絡を密にして、今後どうなっていくのかというのをきちんと見届けたいと思っております。そこで、やはりどのような手だてができるか、1年おいてでも進学をしたいとか、それからちょっと夢が急にできて、こっちの道に進みたくなったというような言葉を拾い上げて、その子どもたちがきちんとした社会人、大人に成長できるように手だてを切らないように、教育委員会も連携を図っていきたいと思っています。以上でございます。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 指導室長の温かいお話がございまして、うれしく思います。私は子どもの一生のうちの生涯教育として、そういう子どもたちに寄り添うことも大事ななという思いがございましたので。ありがとうございました。

○委員長 杉浦委員から貴重なご意見と、また指導室長のほうからも前向きな検討で。修業年限、義務教育という部分で卒業証書を授与して、送り出すことはもちろん大事なのですが、それは全てが学力テストのみで、点数評価ではないのですけれども、やはりそういった意味ではフォローしていただきたいと委員長のほうからもお願いします。

ほかにごなたか。よろしいですか。

では続きまして、報告事項等3「平成26年度不登校児童・生徒数調査結果について」ご説明をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、「平成26年度不登校児童・生徒数調査結果について」ご説明申し上げます。文部科学省が毎年実施しております児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査のうち、平成26年度の不登校の葛飾区における速報値を報告させていただきます。先日、平成26年度の調査回答を東京都に提出したところでございます。正式な数値につきましては、文部科学省や東京都の発表を受け、報告という流れになっております。ご参考になりますけれども、昨年度は10月に文部科学省の発表があった関係で、11月に教育委員会、その後12月に文教委員会に報告をしてございます。さて、調査結果でございますけれども、小・中学校ともに今年度につきましては増加してございます。不登校になったきっかけと考えられる状況を分析しましたところ、小・中学校ともに、登校の意思はありますけれども身体の不調を訴え、登校できないなど、不安を抱え、情緒的な困難や無気力が昨年度同様に多い傾向がございました。また、今年度の特徴といたしましては、中学校においてですけれども、いじめを除く友人関係をめぐる問題が不登校のきっかけとなった生徒が増加していることが挙げられます。具体的になのですが、学校からの報告を分析しましたところ、LINEなどのソーシャルネットワークサービスなどによる友人間のトラブルがふえている状況でございます。また、今年度におきましては、特に中学校において、不登校の定義にある年間の欠席日数30日をわずかに上回る欠席数の生徒がふえたことも特徴として挙げられます。不登校数が大幅に増加した事実を真摯に捉えまして、各校におけるスクールカウンセラー等を含めた組織としての不登校対策の充実に向け、改めて各校指導してまいりたいと思います。現在も5日以上継続して欠席した時点、または欠席日数が13日以上になった時点で、学校に書面による報告を求めまして、その後月ごととその後の指導状況の報告を受け、教育委員会として把握し、必要に応じて葛飾学校問題解決支援チームによる支援を実施しているところでございます。不登校の児童・生徒が復帰できるよう支援を進めていくことも重要でございますので、総合教育センターにあります教育相談や適応指導教室、スクールソーシャルワーカーと学校の連携を強めるとともに、家庭とも十分連携を図っていくことで、学校不適応を起こしている児童・生徒の立場に立った支援を進めてまいりたいと思います。

説明は以上でございます。どうぞ、よろしく申し上げます。

○委員長 非常に悩ましい問題でございますが、ただいま指導室長からご説明いただきました。委員の方からの意見を求めたいと思います。

竹高委員。

○竹高委員 ご説明、ありがとうございます。非常に残念だと感じております。一つお聞きしたいのが、これは毎年この時期に調査をして、この後は、例えば秋であるとか年度末にここまで数字が減ったという形で、都とかに提出するのか。そのタイミングと回数を教えてください。

それから、中学でLINEのトラブルが原因の不登校が増加していることですが、とても危機的な状況だと感じている保護者の方はたくさんいらっしゃると思います。中学生をお持ちの保護者の方と小学生の高学年の保護者の方も、やはり子どもに携帯、スマートフォンを持たせることに関して、きちんとご家庭の方が指導をするようになってきてはいるとは思いますが、実際問題として、指導できない保護者の方のほうであると思うので、青少年委員会のほうでもそういう部分を駆使していろいろな活動を起こそうという形もあります。各校のPTAの方に投げかけて、もっと危機なのだということをきちんと各ご家庭が自覚できるように、子どもたちが自覚できるような勉強会、講演会などを保護者と子どもとともにできるといいと思います。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

指導室長。

○指導室長 まず、前段でご質問いただきました件でございます。こちらの報告についてなのですけれども、毎年東京都に報告するというのが、例年5月上旬ということで1回のみでございます。先ほども流れをお伝えしましたけれども、10月くらいに文科省から出るというような流れになってございます。ただ、5日連続、もしくは欠席日数が合計13日になってしまった児童・生徒につきましては、その都度教育委員会のほうに報告書を上げていただくことになってございますので、公表はしてございませんが、どの程度の数値かというのはきちんと把握してございます。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

○竹高委員 はい。ありがとうございます。

○委員長 ほかにどなたか、委員からのご質問等ございましたらお受けしたいと思います。

天宮委員。

○天宮委員 竹高委員と重なりますけれども、LINE自体子どもだけの問題ではなくて、大人の問題にもなっています。二十以上、もしくは我々の世代でもいろいろ「既読スルー」という機能によって結構振り回されることがあります。自分自身でも一時にたくさん来て、当然見ってしまったので、返事を書かなければいけないという思いが先に立って、それに追われてしまうことがあります。保護者でも問題をかかえている方がいらっしゃると思いますので、子どもへ向けたものだけではなく、保護者自体、成年を迎えた人間に向けたちょっとした講習会などもできたら開いていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長 指導室長、お願いします。

○指導室長 委員のおっしゃるように、ソーシャルネットワークサービス関係で、さまざまな問題が起こっているというのが、これは事実でございます。以前より、子どもたちに情報モラル教育とかそういうものを徹底しつつも、委員が今お話しされましたように、やはりこれは子どもだけでなく、親も含めて、大人にもきちんとした警告を含めて、話す、伝える機会というのは、これからも多くしていかなければならないと考えております。既に、これは子ども、特に小学生・中学生だけではなく、保護者のほうについても、やはり問題だということで、各学校において、例えば全体の保護者説明会のときとか、そういうところで校長が取り上げているところもあるかと、私も耳にしております。ただ、委員のおっしゃるように、教育委員会が主催となって、どこかでこういうような講演会のような機会をもつこと、やっていくこともやはり必要ではないかと考えておりますので、この部分につきましては、検討をさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。非常に大事なご要望事項だと思います。

ほかにございますか。

杉浦委員、お願いします。

○杉浦委員 中学校の数値として3.07%、275名、非常に数字としては残念だと思っております。私も地域の方々、保護者の方たちとお話したり、生徒の方に直接お会いしたりしますと、現状はそれぞれ違うということを感じます。川崎の事件につきましても、被害者のお母様は、母子家庭で経済的にも大変苦勞されていて、お子さんについて全体を把握できなかったという現状だったそうです。ですから、この275名というのは、10年前と違って、お一人お一人、いろいろ状況が違っていると思います。やはり、こういったお子さんたちには寄り添ってじっくり話を聞いてあげるとか、一人一人の状況をきちんと把握されて、きめ細かい指導をしていただきたいと思っております。

○委員長 ほかにどなたか、よろしいですか。

各委員から、非常に前向きな部分の要望なり、特に教育委員会に直接的な関与は難しいにしましても、確か前年でしたでしょうか。愛知県の刈谷市か何か子どもたちにスマホの取り扱いというのを投げかけまして、子どもたち同士で一定のルールをつくったという事例をちょっと耳にしたことがあります。やはり、もちろん保護者へのPRから、社会全体、地域全体で捉えていかなければいけないと思っておりますし、各委員おっしゃいましたように、時代とともにやはりデジタル化が進み、IT化が非常に先鋭的になってございますので、私どもは見過ごしてはいけませんし、特に青少年育成ですとか、そういった面で各課と協働しながら、特に悲惨な事象もあまり深みにはまらない程度に、SNSの被害も日常的に非常に新聞紙上をにぎわせてございますので、そういう情報発信はぜひ保護者の方へもアピールしていただきたいと思っております。各課の横の連携が子どもたちを守るという部分で、そういったときに子どもたちにも考えさせ

るというのでしょうか、新指導要領の中でも、道徳科という問題等も出ておりますから、顕在的にはそういった部分を視野に入れての提言確認ですので、今後とも引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

次に報告事項等4でございます。「平成26年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について」ご説明をお願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは、「平成26年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について」ご報告させていただきます。こちらの調査対象でございますけれども、区市町村立及び都立学校全2,179校の校長、教職員、児童・生徒を対象に調査を実施したものでございます。調査内容は、昨年度に発生しました体罰、不適切な指導、暴言等及び行き過ぎた指導またはその疑いのある事案の実態でございます。調査方法は、教職員に対しましては校長による聞き取り調査、また児童・生徒に対しましては、質問紙調査及び聞き取り調査でございます。この調査期間でございますが、平成26年12月1日から26日までの期間に実施してございます。

この公表が先日、5月21日に東京都教育委員会からプレス発表がありました。あわせて東京都教育委員会ホームページに公開したものでございます。本区における調査結果についてでございますが、本区においては体罰事案はなく、以下の3件の事案、小学校1件、中学校2件でございますけれども、不適切な指導と判断されました。

事案の概要の部分をごらんください。教室内で友達と追いかけてこを止めようとしていた児童を制止するため、同児童の胸中央部分を右手で押した。同児童はバランスを崩して床に尻もちをついた際、鍵盤ハーモニカのケースに左ひじ上部をぶつけた。2点目でございますが、こちらが中学校でございます。授業中に私語をしていた生徒を指導した際、左手の指で同生徒の後頭部を2回押した。もう1件が、授業中にノートを書いている生徒を指導した際、右手で同生徒の頭頂部の髪の毛をつかみ、同生徒の髪の毛をつかんだまま、教室から教室前の廊下まで同生徒を移動させたと。このような案件でございます。今後の対応でございますけれども、校長会を初め、各職層に応じた研修会において、体罰根絶に向けた研修を実施するとともに、各学校においても学期に1回のサービス事故防止研修を実施するなど、引き続き教職員への指導等を徹底する所存でございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○委員長 ありがとうございます。

委員の方からのご意見を求めたいと思います。

杉浦委員、お願ひします。

○杉浦委員 3件の事案の概要についてご説明がございました。時代が変わったなという思いがあります。特に、私語をしていた生徒に対して、左手の指で後頭部を2回押したとなってい

るのですが、私は日常茶飯事の出来事だと思っておりました。家庭でもそうだと思っていました。こういうことを表に出さなければいけないという現状。

この3件について、その後当該先生と生徒の人間関係はどういうふうに進んだのか。ここに出なければならない、出さなければならないという状況はその瞬間であったのか、それともその後トラブルがあって、ここに報告しなければならなかったのか。その点だけ教えていただけますか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 こちらの案件についてでございますけれども、本人が管理職に報告をしないで後からわかったということです。ですので、そこは多少タイムラグがあるということで、この3件とも聞いてございます。ただ、わかった以上は、校長及び関係教員が必ずや勝手にやるのではなく、きちんと第三者といいますか、関係教員及びそれに関係しなかった教員等も同席した上で各学校で聞き取りを行います。またその後、事後報告書を校長が作成したものを協議会上げた上で、教育委員会指導室のほうでもその当該教員と聞き取り調査を行って、事実確認を直接行ってございます。ですので、東京都に全部報告をした上で、これは懲戒処分にならない、要するに体罰ではなく不適切な指導として戻ってきたものでございますので、ちょっと話は外れてしまいますが、基本的にどんなことでも子どもに手を上げてしまった場合は、今の時代では体罰。それをたとえ子ども本人が、先生がよかれと思ってやってくれたことと理解していても、それを見ていた第三者が、「いや、あの先生、手を上げている」ということであれば、全て体罰になってしまいます。ですので、そういうところで人間関係がきちんとその後修復されているかどうかというのは、委員のおっしゃるように非常に大切な部分でございますので、この事故があった後、その教員が決してそういうことをやらないように指導すると同時に、子どもとの人間関係をきちんと修復する、そちらのほうについても、学校を通じて指導してもらっているところでございます。以上でございます。

○杉浦委員 ありがとうございます。適切にご指導をいただいていると思っております。でも、私は最後の3番目は、ちょっとこれはどうなのかなという思いがございました。以上です。

○委員長 お答えはよろしいですね。杉浦委員がくしくも3番目におっしゃった部分で、その担当教員と子どもたちとの人間関係をぜひ課題としてフォローしていただけると。

ほかにどなたかございますか。

日常的に私ども家庭内でもこの不適切な指導に当たる部分は、自分の子どもに対しては親の特権なのかありがちなことなかなかとも思います。そういった事例はもちろんあってはならないのですけれども、ただ逆にそれだけ現場の教員の方が萎縮されてしまっただけでは、教員自体が将来を担っていく管理職になっていただけて、教育界を背負っていただくような若い情熱の

ある方がやはりこういった部分にも抵触してしまうのかなという思いがございましたので。指導室のほうからも、十分総体的なフォローをぜひお願いしたいと思います。

報告事項等の4は終わらせていただきまして、続きまして、報告事項等5でございます。「第10期葛飾区社会教育委員の委嘱について」ご説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、報告事項等5、「第10期葛飾区社会教育委員の委嘱について」ご報告させていただきます。資料をごらんください。1、任期でございます。平成27年4月から平成29年3月の2年間を任期としております。

飛びまして、3番の協議テーマ(案)をごらんください。「寄り添う学習支援と中高生の社会的居場所づくり」を案として考えてございます。これにつきましては、子どもが健全に成長するには社会とのつながりの中で他者に自分が受け入れられ、共感できるか、そういった関係が存在する場所である社会的居場所も必要であります。しかし、現在地域・家庭・学校のさまざまな状況におきまして、社会的居場所をなくしている子どもたちがふえているという状況があり、時としまして、貧困を背景に親は子どものよき他者になり得ないのみならず、子どもの学力にも深刻な影響を有する場合も見られるという状況がございます。また、こうした貧困の連鎖によりまして、子どもたちの将来が閉ざされることなく、健全な成長を遂げていくためには、学習支援ですとか、居場所づくりの取り組みが必要でありますし、こうした取り組みもNPO団体などを中心に、全国的にも点在しておりまして、葛飾区においてもそうした取り組みが見られるという状況がございます。こうした事情を踏まえた上で、中高生の社会的居場所づくりや寄り添う学習支援のあり方について、地域コミュニティと学校を含めて総合的に検討していく必要があるだろうということで、こうした協議テーマを取り上げていきたいと考えているところでございます。

2番の委員の名簿に戻りまして、こうしたテーマを踏まえ、委員の選定をしたということでございます。

ナンバーの1番、2番は学識経験者ということで、日本社会事業大学の辻先生、立正大学の大島先生を前期に引き続きでございますけれども、考えているところでございます。それから、7番、8番、学校教育関係者ということで、小学校・中学校の校長先生をお願いしたいと考えているところでございます。それから3番から6番でございますけれども、社会教育関係者からということで、3番はハーフタイムの代表、石原啓子さん、中学校PTA連合会を代表して4番の水野成彦さん、葛美中学校の学校地域応援団の代表ということで、5番の清水剛さん、葛飾区青少年育成青戸地区委員会の代表ということで、6番の山崎美雪さんを考えているところでございます。

ハーフタイムといいますのは、耳なれない方もいるかと思うのですけれども、葛飾区次世代

育成支援団体ということで、貧困の連鎖を断ち切ることを目標に、低所得者世帯の子どもたちに対してさまざまな支援を行う任意のボランティア団体でございます。区内の公共施設等を利用して、大学生のボランティアを活用しながら学習支援をしているという団体でございます。そういった活動を実際にやっております。元あるいは現役のケースワーカーが勤務時間外に参加しているということで、この方も私の記憶ではケースワーカーのOBだったと認識しているところでございます。

それから、中高生の社会的居場所づくりということで、中学校PTAの連合会、保護者の代表の方を選んでいきたいと思っております。それから、葛美中学校の学校地域応援団ですが、既にご案内のように平成22年から夜間補充教室の「がんばらナイト」を立ち上げたという経過がございますので、そういった事業にかかわっていたという方に経験を踏まえて議論していただきたいと思ひまして、5番の清水さんを選出しているところでございます。それから青戸地区委員会でございますけれども、私どもがやっております「わがまち楽習会」でかつて中高生の居場所づくりをテーマに学んでいただいたという経験を生かしまして、実際に青戸中央集い交流館で、中高生の居場所として展開していた地域でございました。現在は定期試験等の学習教室に改めて中学生を対象に青戸地区センターで行っているのですけれども、そうした経験を踏まえて参加をしていただきたいということで、選んでいるところでございます。

こうした体制で、第10期の社会教育委員の委嘱を行いまして、やっていきたいと思ひます。第1回目の会議を6月12日の金曜日の午後2時から予定しているということで、進めていきたいと思ひます。

私からは以上です。よろしくお願ひします。

○委員長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ございますでしょうか。

ご意見がないようでございます。

8名の方にご委嘱申し上げますが、ご提案のように子どもたちの居場所づくりという部分で、やはり子どもたちの環境を二極化させているような部分もございますので、ぜひこういった部分を委員の活力をパワーアップして子どもたちに幸あれと、ぜひお願ひしたいと思ひます。

続きまして、報告事項等の6番でございます。「エンジョイスポーツ2015の実績報告について」ご説明をお願いいたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 「エンジョイスポーツ2015の実績報告について」ご説明させていただきます。子どもから高齢者まで、みんなが楽しむスポーツの開幕といたしまして、5月10日午前9時から、晴天のもと総合開会式を陸上競技場で、各スポーツ教室につきましては、体育館ほかの場所を利用いたしまして開催をいたしました。申しわけございません、裏面をごらんいた

だけですでしょうか。参加人数でございますが、開会式が参加人数 4,300 人、見学者が 1,500 人で行われました。ジュニアエンジョイ、シルバーエンジョイスポーツの当日の参加者は、表に記載のとおりでございますが、総合開会式と全部で合わせますと、下段になりますが、総合計 9,800 人と前年に比べますと 100 名ほど減ってはございますが、延べではございますが 1 万人近い方が参加していただいたという結果になってございます。

申しわけありません、表面のほうにお戻りいただきたいのですが、その他といたしましては、各競技、教室とも、大きな事故の発生はございませんでしたが、総合開会式の際に、剣道のスポーツ教室に参加されるお子さんだったと思うのですが、軽い熱中症で救護所のほうへ運ばれていきまして、水分補給、氷のうを使用した後、安静にしておりますが、その後軽快となってコーチ、保護者のほうに引き渡しを行いまして、その後剣道教室のほうに元気に参加をしたということがございました。また、少年少女のサッカー教室で、講師の指導外でサッカーボールに乗り上げる遊びをしていたお子さんが、ボールの上から転倒して腕を骨折するという事故もありました。以上 2 点の報告を受けてございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 大変ご苦労さまでございました。ありがとうございます。委員の方からのご意見、ご質問等がございますか。

竹高委員。

○竹高委員 ご説明ありがとうございます。あの日はとても暑かったので、大人も子どもも熱中症は大丈夫かと心配していたのですけれども、数人のお子さんだけで済んだということで、よかったですと思います。一つ質問なのですけれども、昨年もバレーボールが午前中で、午後がバスケットボールという想定だったと思うのですが、4 年前のバスケットボールのお子さんたちが開会式にたくさん出ていらっしゃって、階段のところには大人でいたという記憶があります。その次の年からはそれはなくなったのですけれども、バスケットボールが結構盛んになっている現状もありますので、このバレーボールとバスケットボールを午前と午後、交互にするとか、そういう形のものがあったらいいのではないかというのは、バスケットボールをやっている保護者の方からお聞きしました。そういう形にするような話し合いの機会は、あるのでしょうか。

○委員長 生涯スポーツ課長、お答え願います。

○生涯スポーツ課長 今ご指摘のように、バレーボールは午前中で、バスケットは午後になってしまうということにつきましては、来年度以降に向けましては、スケジュールの調整等もありますので、また各連盟との調整もございますので、その中でお話をさせていただければと考えてございます。

○委員長 竹高委員。

○竹高委員 ありがとうございます。バスケットボール教室に参加するお子さんが、この開会式に数人しか出られないという現状もありますので、多くの人が集まる開会式というの、経験できるときに経験してもいいのではないかと思います。バレーボール教室をやるに当たって、その団体の責任者の方たちともよく連絡をとった上で、相互にいい形で持っていけたらいいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長 今後の運営に向けての検討課題というご要望とさせていただきます。

ほかにどなたか、よろしいですか。

ないようでございますので、続きまして「その他」の事項に入ります。

庶務課長、お願いします。

○庶務課長 それでは「その他」について、私のほうからご説明させていただきます。本日は3件でございます。

まず1の資料配付でございます。(1)『かつしかのきょういく』(第127号)。8ページものですが配付をさせていただきます。続きまして、(2)「6月行事予定表」、A4のペーパーで表裏両面刷りでございます。

次に2の出席依頼でございますが、本日4件依頼をさせていただきます。まず6月25日、午前10時、小学校音楽鑑賞教室は松本委員、それから、25日の午後1時30分、同じく音楽鑑賞教室を塚本委員長、6月26日金曜日、1時半の音楽鑑賞教室を竹高委員、27日土曜日1時半のよい歯の集いを塚本委員長でお願いいたします。

3の次回以降の教育委員会予定については、記載のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○委員長 それではここで、教育委員の皆さん方から何かご発言がございましたらお願いしたいと思います。

ないようでございますので、以上をもちまして、平成27年教育委員会第5回臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 11時30分